



菜の花

YKSS

マネジメ  
ンツ  
ニ  
ュ  
ー  
ス

編集 発行人

横田税務会計事務所

〒143-0022  
大田区東馬込1-12-12  
TEL 3775-1048 FAX 3775-1156  
URL <http://www.kaikei.info>  
中国進出企業コンサル部門  
株式会社ビジネスコンサルタンツ

◆ 3月の税務と労務

3月

(弥生) March

21日・春分の日

- 国 税 / 平成21年分所得税の確定申告  
2月16日～3月15日
- 国 税 / 個人の青色申告の承認申請 3月15日
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税 / 2月分源泉所得税の納付 3月10日
- 国 税 / 個人事業者の21年分消費税の確定申告  
3月31日
- 国 税 / 1月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等) 3月31日
- 国 税 / 7月決算法人の中間申告 3月31日
- 国 税 / 4月、7月、10月決算法人の消費税の  
中間申告 (年3回の場合) 3月31日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

地方税 / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税  
(事業所税) の申告 3月15日

ワン  
ポイント

**事務次官と事務官** 全省庁の事務次官が集まり閣議提出案件を調整していた事務次官会議が昨年9月に廃止されています。官僚のトップである事務次官に対し官僚機構の末端に位置するのが事務官。一字入るか入らないかだけで天と地ほどの差がありますが、「次」の文字があるので事務次官の方が官職が下と思う人も中にはいるようです。

# 税制改正(案)のポイント

《タイムスケジュール》  
 主なものを整理すると、図表  
 1のようになります。

## 1 個人所得課税

1 ■扶養控除の見直し  
 年少扶養親族(十六歳未満)の扶養控除が廃止されます。また、特定扶養親族(十六歳以上二十三歳未満)のうち、十六歳以上十九歳未満の扶養控除の上乗せ部分(二五万円)が廃止され、扶養控除額は三八万円となります(図表2参照)。

2 ■同居特別障害者加算の特例の改組  
 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者の場合、扶養控除又は配偶者控除の額に三五万円を加算する措置について、年少扶養親族の扶養控除の廃止に伴い、特別障害

図表1 改正タイムスケジュール

平成22年	1月	○	住宅取得時の贈与税非課税枠の拡大
	4月	☆	15歳以下世帯 子ども手当半額支給(月額1.3万円)支給は6月から
		☆	16~18歳世帯 高校授業料の無償化 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止 たばこ税引き上げ
平成23年	1月	●	所得税の年少扶養控除の廃止
	4月	☆	所得税の特定扶養控除の縮小 15歳以下世帯 子ども手当支給(月額2.6万円)支給は6月から
平成24年	1月	○	非課税口座開設認可
		○	生命保険料控除の改組
	6月	●	住民税の年少扶養控除の廃止 住民税の特定扶養控除の縮小

☆手当、○減税、●増税

者控除額に三五万円を加算する方式に改められます。

※ 地方税についても、前記1、2に準じた措置が設けられています。

## 3 ■金融証券税制

非課税口座(平成二十四年開設)内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置が創設されます。

非課税口座(開設できるのは満二〇歳以上で、一人につき一年一口座に限定)内の上場株式等(年一〇〇万円まで)から支払を受ける配当等については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。

4 ■特定居住用財産の買い換えや交換の場合の課税特例  
 譲渡資産の対価が二億円以下であることを要件に追加し、適用期限が二年延長されます。

5 ■子ども手当、高校の実質無償化、父子家庭に支給する児童扶養手当、求職者支援給付、失業手当  
 所得税が非課税とされます。

6 ■その他  
 生命保険料控除の改組や、小規模企業共済制度・中小企業退職金共済制度、確定拠出年金制度等で見直しが行われます。

## 2 法人課税

1 ■特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入  
 いわゆる一人オーナー会社課税制度を廃止します。具体的には、平成二十二年四月一日以後に終了する事業年度から適用されないこととなります。

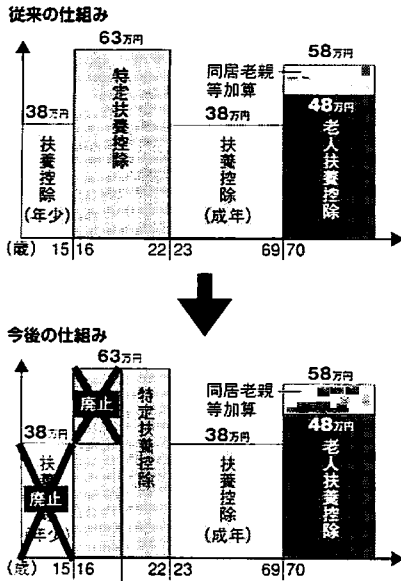
2 ■グループ内取引等に係る税制  
 資本金が五億円以上の法人の一〇〇%子法人に対しては、その子法人の資本金が一億円以下であっても、軽減税率や欠損金の繰戻還付等の中小企業向け特例措置が不適用となる等、グループ法人税制が整備されます。

3 ■中小企業者等の少額減価償却資産(三〇万円未満)の取得価額の損金算入の特例  
 適用期限が二年延長されます。

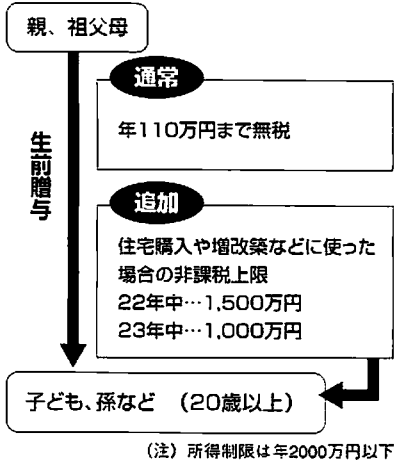
4 ■中小企業投資促進税制  
 適用期限が二年延長されます。

5 ■交際費等の損金不算入制度  
 適用期限を二年延長するとともに、中小法人に係る損金

図表2 所得税の扶養控除



図表3 贈与減税の仕組み



図表4 たばこ税の引き上げ

		現行	改正案
国のたばこ税	1,000本につき	3,552円	5,302円
地方のたばこ税	〃	4,372円	6,122円
(道府県たばこ税)	〃	(1,074円)	(1,504円)
(市町村たばこ税)	〃	(3,298円)	(4,618円)
合計	〃	7,924円	11,424円

(注) 過去の実績からすれば、1本につき5円程度の価格上昇がみられます。

算入の特例の適用期限も二年延長されます。

3 資産課税

1 住宅取得時の贈与税非課税枠の拡大  
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が次のように改正されます。

- ① 非課税限度額（現行五〇〇万円）が次のように引き上げられます。
  - (イ) 平成二十二年中の贈与 一、五〇〇万円
  - (ロ) 平成二十三年中の贈与 一、〇〇〇万円
- ② 適用対象者が、贈与を受

2 相続税の障害者控除

控除額の算出に用いる年数が相続人等が八五歳（現行七〇歳）に達するまでの年数とされます。

3 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行二〇〇㎡まで五〇％減額）を、適用対象から除外するなど見直されます。この改正は、平成二十二年四月一日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に

4 消費課税

係る相続税から適用されます。



- 1 燃料課税
  - ① 揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に係る現行の暫定税率が廃止されます。

2 たばこ税

② ただし、原油価格が安定しており地球温暖化対策との関係もあることから、当分の間、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税は、現在の税率水準が維持されます。

② たばこ税  
国と地方のたばこ税が、平成二十二年十月一日から引き上げられます（図表4参照）。



## 預託金制ゴルフ会員権に関する課税関係

**Q** 現在、会社と社長個人の双方で預託金制ゴルフ会員権の取得を検討しています。

取得、売却、ゴルフ場が倒産した場合の課税関係は、どのようになるのでしょうか。

**A** 預託金制ゴルフ会員権は、預託金返還請求権と優先的施設利用権（プレー権）から構成されており、税務上は資産として取り扱われます。以下で、ご質問のそれぞれの場合の税務上の取り扱いを説明します。

### 1. 取得した場合

【法人】入会金、預託金は会員権勘定等の資産に計上し、年会費は原則として交際費に計上します。

【個人】入会金、預託金は資産の取得費となり、年会費は家事費となります。

### 2. 売却した場合

【法人】売却益が生じた場合は益金に算入、売却損が生じた場合は損金に算入します。

【個人】譲渡益が生じた場合は譲渡所得として総合課税の対象になります。譲渡損が生じた場合は他の所得と損益通算ができません。なお、譲渡者が青色申告書を提出する場合は、損益通算後の純損失について繰越控除制度や繰戻還付制度が適用されます。

### 3. ゴルフ場が倒産した場合

【法人】倒産により、プレー権が無くなった場合には預託金返還請求権のみが残りますが、これは税務上の資金には該当しませんので、貸倒引当金の設定はできません。ただし、破産宣告以後は、破産債権としての金銭債権に変更されるため、貸倒損失及び貸倒引当金の対象債権として扱うことができます。

【個人】倒産後に会員権を譲渡しても、預託金返還請求権の譲渡とされ譲渡所得の基となる資産に該当しないため、損失を他の所得と損益通算することはできません。

## 新規に消費税課税事業者になった場合の期首棚卸資産

**問** 免税事業者から課税事業者になった場合、期首棚卸資産は仕入税額控除できませんか。

**答** 消費税免税事業者が課税事業者になった場合には、期首棚卸資産についての仕入税額控除が認められません。

なお、棚卸資産に関する税額調整は、「原則課税」の場合についてだけ適用されるものであり、課税売上高から、みなし仕入率を適用して税額計算する簡易課税制度には、期首棚卸資産についての税額調整は認められません。

また、税額控除の適用を受ける場合には、棚卸資産の明細を記録した書類を保存することが義務付けられ、7年間保存しなければなりません。

## 所得者が2人以上いる場合の扶養控除の取扱い

**Q** 当社の従業員Aは共働きで、妻は別の会社に勤務しており、小学生の2人の子供がいます。長男をAの扶養親族とし、長女を妻の扶養親族とすることはできますか。

**A** 同じ世帯に所得者が2人以上いる場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載された内容により、判断することになります。

したがって、長男をAの扶養親族に、長女を妻の扶養親族にする場合には、その旨を記載した「給与所得者の扶養控除等申告書」をそれぞれの勤務先に提出すれば認められます。

このように、同じ世帯に所得者が2人以上いる場合には、同一人を重複して申告しない限り、どの所得者の扶養親族等としても差し支えありません。